

○ 石川県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要領の制定について

〔令和2年6月18日生捜乙達第17号
石川県警察本部長から関係所属長あて〕

対号 平成28年11月21日付け生環甲達第52号「石川県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要綱の制定について（通達）」

石川県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーについては、対号に基づき運用しているところであるが、このたび、さらに警察組織全体のサイバー犯罪対処能力の向上等を図るため、必要な修正を加え、別添のとおり「石川県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要領」を制定したので、効果的な運用に努められたい。

なお、対号は廃止する。

別添

石川県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要領

第1 目的

この要領は、石川県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー（以下「テクニカルアドバイザー」という。）の運用について必要な事項を定め、もってテクニカルアドバイザー制度を適正かつ円滑に運用することにより、警察組織全体のサイバー犯罪対処能力の向上等を図ることを目的とする。

第2 運用方針

テクニカルアドバイザーの運用方針は、次のとおりとする。

- (1) 警察組織全体のサイバー犯罪捜査に係る知識の底上げに努めること。
- (2) サイバー犯罪捜査の中核を担うハイレベルの捜査員の育成に努めること。
- (3) 捜査員等が最新の知識を保持できるように努めること。
- (4) 犯罪捜査及び犯罪対策の観点から実務に役立つ知識を幅広く提供するように努めること。

第3 任務

テクニカルアドバイザーの任務は、以下のとおりとする。

- (1) サイバー犯罪捜査及び対策に係る必要な知識、技術に関する助言
- (2) サイバー犯罪捜査及び対策に関する捜査員等への講演等の実施
- (3) サイバー犯罪捜査及び対策に係る執務資料等の内容に関する助言
- (4) 最新の情報通信技術等に関する情報提供

第4 委嘱

- 1 生活安全部長は、次に掲げる要件を満たしている者からテクニカルアドバイザーを委嘱する。
 - (1) 情報通信企業の職員や大学教授等、情報通信技術に関し高度かつ最新の知識を有する者
 - (2) テクニカルアドバイザーとしての任務を遂行し得るに足る体力、人格及び素養を有し、かつ、当該任務に熱意があること。
 - (3) 企業等の被雇用者であるときには、雇用者等からの承認を得られる者
- 2 前項の規定による委嘱は委嘱状（別記様式）を交付して行う。

第5 委嘱期間

テクニカルアドバイザーの委嘱期間は、原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

第6 遵守事項

テクニカルアドバイザーの遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 任務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (2) テクニカルアドバイザーとしての任務中には、自らの利益を追求することを目的とした営業行為又は類似行為を行ってはならない。
- (3) その他テクニカルアドバイザーとしての信用を傷つけ、不名誉となるような行為を行ってはならない。

第7 解嘱

生活安全部長は、テクニカルアドバイザーが次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、解嘱することができるものとする。

- (1) 第4の1に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第6の規定に違反したとき。
- (3) 心身の故障等により任務遂行に支障があると認められるとき。
- (4) 上記のほか、テクニカルアドバイザーとしてふさわしくない非行があったとき。

第8 事務

テクニカルアドバイザーに関する事務は、サイバー犯罪対策室において処理するものとする。

別記様式（第4関係）

委 嘱 状

○ ○ ○ ○ 様

あなたを石川県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー
に委嘱します

委嘱期間は

令和○年○月○日から令和○年○月○日まで

とします

令和○年○月○日

石川県警察本部生活安全部長 ○ ○ ○ ○ 印